四国地方整備局優良工事等表彰の取扱い

（目的）

第１条　四国地方整備局表彰実施細目（平成１８年６月１日国四整人第７１号）第３条第１項第２号から第４号までの規定に基づき表彰を行う場合には、この取扱いの定めるところによるものとする。

（用語の定義）

第２条　この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　建設業者等　建設業者及び測量・建設コンサルタント等のうち四国地方整備局が発注した工事又は業務に係る請負契約の相手方となった団体（建設業者等が構成員となっている共同企業体を含む。）

二　建設技術者　四国地方整備局が発注した工事における現場代理人、監理技術者、主任技術者又は業務における管理技術者、主任技術者等

三　若手技術者　４０歳以下の建設技術者

四　工事等　四国地方整備局が発注し、表彰の前年度（以下「対象年度」という。）に完成した工事又は業務。ただし、対象年度完成工事であっても機能的及び構造的に完成していないものは除く。また、受託工事は、工事の内容及び性格等を勘案して判断し、仮工事及び仮設物工事等は、原則として対象としない。

（表彰の種類及び事由等）

第３条　表彰の種類は、優良工事表彰、安全工事表彰、優秀貢献工事表彰、優良業務表彰、優秀貢献業務表彰、優秀建設技術者表彰、若手技術者表彰とする。

２　表彰は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

一　工事等の成績が優秀であった場合

二　安全管理に関し顕著な功績をあげ、工事成績における「安全対策」の評定が優秀であり、かつ工事の成績が優秀であった場合

三　工事等に関して新技術の導入、新たな技術的提案（VE 等）、創意工夫等を積極的に行い、工事等の品質の確保と向上又はコスト縮減に関して顕著な成果をあげた場合

四　工事等の施行にあたり環境・景観保全対策等を徹底し、地域との積極的な協調を図ることにより建設事業のイメージ・アップに貢献した場合

五　困難な条件を克服し工事等を円滑に施工した場合

六　前各号に掲げるもののほか、災害時等において他の模範として推奨すべき業績をあげた場合

（表彰権者）

第４条　この取扱いに基づく表彰の表彰権者は、次の表の右欄に掲げる功績等の内容に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる者とする。

表　彰　権　者	功　績　等　の　内　容
局　　長	前条第２項各号に掲げる事由の一に該当するものであって、その功績等が特に顕著であるもの
部　　長 統括防災官 事務所長 管理所長	前条第２項各号に掲げる事由の一に該当するものであって、その功績等が顕著であるもの

（表彰の欠格事項）

第５条　次の各号の一に該当する場合には表彰を行わないものとする。

一　優良工事表彰、安全工事表彰、優秀貢献工事表彰、優良業務表彰、優秀貢献業務表彰について、建設業者等が前年度の表彰式から今年度の表彰式までに贈賄又は工事等関係者の事故等で、四国地方整備局から文書注意以上の措置の通知を受けた場合、表彰対象年度で建設業者等が受注している全ての工事等

二　優秀建設技術者表彰、若手技術者表彰について、所属する建設業者等が前年度の表彰式から今年度の表彰式までに贈賄又は工事等関係者の事故等で、四国地方整備局から指名停止３カ月以上の措置の通知を受けた場合

三　優秀建設技術者表彰、若手技術者表彰について、建設技術者として担当していた工事等で、前年度の表彰式から今年度の表彰式までに贈賄又は工事等関係者の事故等で、所属する建設業者等が四国地方整備局から文書注意以上の措置の通知を受けた場合

四　その他表彰するにふさわしくない行為があった場合

（表彰効力の失効）

第６条　表彰対象となった工事等について、表彰後表彰するにふさわしくない行為が発覚した場合には、その表彰効力（評価）を失効するものとする。（優秀技術者表彰、若手技術者表彰を含む。）

（表彰の件数）

第７条　表彰の件数は別途定める「四国地方整備局優良工事等表彰の取扱いの運用方針」による。

（表彰の上申等）

第８条　部長等（部長、統括防災官、事務所長及び管理所長をいう。以下同じ。）は、第３条第２項各号の一に該当することにより局長による表彰に係る上申を行うときは、表彰部門毎に区分し別途定める様式によるものとする。

２　部長等は、部長等による表彰についても前号に準じた方法により局長に上申し、その承認を得るものとする。

３　前２項の上申は、局長による表彰及び部長等による表彰を通して一連の推薦順位を付して行うものとする。

（表彰の時期）

第９条　表彰は、毎年一定の時期に行う。ただし、特別の必要があるときには、臨時表彰を行うことができる。

（幹事会）

第１０条　部長等から行われた上申に係る優良工事等の内容を審査するため、幹事会を設置する。

２　幹事会の構成は、次のとおりとし、必要に応じて幹事長が指名する者を幹事に加えることができる。

一　幹事長　総括技術検査官

二　幹事　　防災管理官、建設情報・施工高度化技術調整官、河川情報管理官、道路情報管理官、技術審査官、人事課長、契約課長、技術管理課長、施工企画課長、情報通信技術課長、計画・建設産業課長、河川計画課長、河川工事課長、河川管理課長、水災害予報センター長、道路計画課長、道路工事課長、道路管理課長、交通対策課長、経理調達課長、港湾事業企画課長、港湾空港整備・補償課長、技術・評価課長、計画課長、用地補償課長、当該優良工事等の担当課長

３　幹事長に事故があるときは、幹事のうちから幹事長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。

４　幹事会の庶務は、企画部技術管理課において処理する。

（選定）

第１１条　幹事会は、別途定める「四国地方整備局優良工事等表彰の取扱いの運用方針」に基づき、表彰の対象となる者を選定するものとする。

（雑則）

第１２条　企画部長は、この取扱いに定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附　則（平成１８年６月１日国四整人第７３号）

（施行期日）

第１条　この取扱いは平成１８年６月１日から適用する。

（廃止）

第２条　次に掲げる取扱いは廃止する。

一　四国地方整備局優良工事請負者表彰の取扱い（平成１３年６月５日国四整人第１０４号）

二　四国地方整備局優良工事技術者表彰の取扱い（平成１３年６月５日国四整人第１０５号）

三　四国地方整備局優良業務請負者及び優良業務技術者の取扱い（平成１３年６月５日国四整人第１０６号）

附　則（平成２３年３月２９日国四整人第１１９１号）

（施行期日）

第１条　この取扱いは平成２３年４月１日から適用する。

附　則（平成２４年４月６日国四整人第１２－２号）

（施行期日）

第１条　この取扱いは平成２４年４月６日から適用する。

附　則（令和２年１月２８日国四整人第４２０号）

（施行期日）

第１条　この取扱いは令和２年１月２８日から適用する。

附　則（令和４年４月２０日国四整人第２３号）

（施行期日）

第１条　この取扱いは令和４年４月１日から適用する。

附　則（令和７年６月２５日国四整人第１０８号）

（施行期日）

第１条　この取扱いは令和７年６月２５日から適用する。

附　則（令和８年９月２５日国四整人第２０３号）

（施行期日）

第１条　この取扱いは令和８年９月２５日から適用する。